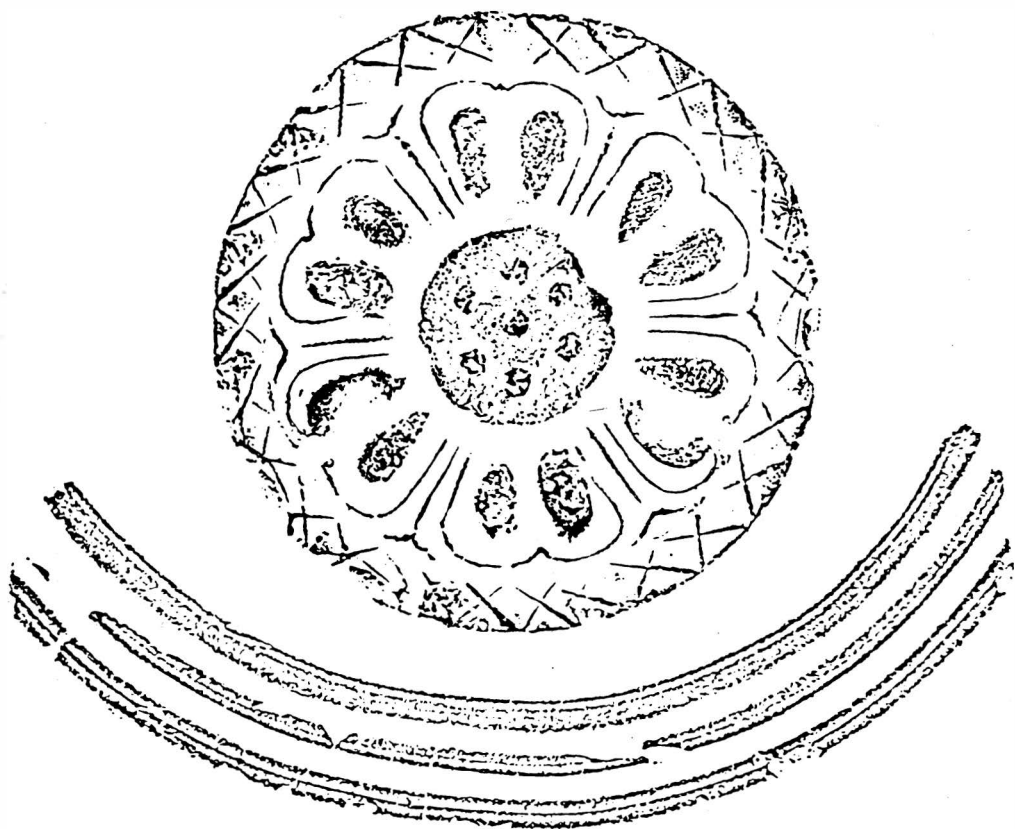


福島県文化財調査報告書第79集

関和久遺跡Ⅷ

—史跡指定調査概報—

1980年3月



福島県教育委員会

関和久遺跡Ⅶ

— 史跡指定調査概報 —

1980年3月

福島県教育委員会



序 文

関和久及び借宿の広範な地域は、大正末期から多賀城系と下野薬師寺系の古瓦が出土することが学界に知られ、またそこから出土する多賀城系の瓦から神亀5年設置の白河軍団跡と推定されてきました。

その後、約半世紀の間に借宿については寺院跡であることが判明し、その一部ではありますが県史跡に指定されました。県教育委員会は関和久遺跡の重要性に鑑み、研究者の方々の助言を得、遺跡の性格を解明するとともに国史跡指定の資料を得るため昭和47年より調査を継続してまいりました。

この調査により、現在までの調査地点は古代白河郡家跡であり、範囲もほぼ確実となってまいりました。本年度は第8次調査を終了し、所期の目的を達成することができました。ここに本年度の調査成果につきましてその概略を報告いたしますので、広く県民の方々に認識を深めていただくとともに、研究資料としてご活用いただければ幸甚に存じます。

最後に、この調査にご指導いただいた県文化財保護審議会委員伊東信雄博士はじめ各指導委員、ご協力いただいた宮城県多賀城跡調査研究所の方々、地元泉崎村、泉崎村教育委員会、地元協力者各位に深く謝意を表するものであります。

昭和 55 年 3 月

福島県教育委員会教育長

辺 見 栄 之 助

目 次

調 査 要 項

第1章 調 査 報 告	1
第1節 前年までの調査	1
第2節 調 査 経 過	1
第3節 調 査 日 誌	2
第2章 発 見 遺 構	4
第1節 建 物 跡	4
第2節 一本柱列及び門跡	11
第3節 溝 跡	13
第4節 竪 穴 住 居 跡	13
第5節 ピ ッ ト	13
第6節 その他の遺構	14
第3章 出 土 遺 物	15
第1節 瓦	15
第2節 土 器	15
第3節 遺構外遺物	15
第4章 考 察	19
第1節 遺 構	19
第2節 遺 物	23
第3節 ま と め	24

調 査 要 項

- 1 名 称 関和久遺跡
- 2 調査地点 西白河郡泉崎村関和久字中宿
- 3 調査主体 福島県教育委員会
- 4 指導委員 伊東信雄, 坪井清足, 後藤勝彦, 梅宮 茂, 渡辺一雄
- 5 調査担当 木本元治
- 6 調 査 員 高橋信一, 辻 秀人, 藤間典子, 橋本博幸 補助員 仲田茂司
- 7 指導・協力 岡田茂弘, 阿部義平, 桑原滋郎, 進藤秋輝, 平川南, 藤沼邦彦, 白鳥良一, 岡村道雄, 高野芳宏
- 8 調査協力 泉崎村, 泉崎村教育委員会, 泉崎村公民館, 関平婦人会, 佐川一二ほか地元有志15名
- 9 調査期日 昭和54年10月29日～12月5日
- 10 地区割り BMNo 1～No 2 (真北) を50ライン, BMNo 1 を通り直交する線をKAラインとし, 3mごとに西に51・52……, 北にKB・KA……とした。地点表示のN〇〇m, W〇〇mもBMNo 1を基点とした。

— 凡 例 —

- 1 この調査は国庫補助事業である。
- 2 編集は木本が担当した。
- 3 第1章，第2章第2節，第3章，第4章2節は木本が執筆した。
- 4 第2章第1節，第3～6節は木本，高橋，辻が執筆した。
- 5 第4章第1節，第3節は伊東が執筆した。
- 6 習書土器については平川が執筆した。
- 7 平瓦・ロクロ調整杯の分類については第1・2表を用いた。

	第 1 類	第 2 類	第 3 類	第 5 類	第 6 類	第 7 類
凸面	ロクロ目	縦ヘラ削り	不定方向ナデ 縦ヘラ削り	縄目タタキ	ヘラ削り	格子目タタキ
凹面	布目、模骨痕	ロクロ目	布目、模骨痕	布目、模骨痕	ヘラ削り	布目、模骨痕

第1表 平瓦分類表

再調整	切り離し	類 別	再調整	切り離し	類 別	
回転ヘラ削り (体下部+底部)	不 明	1 類	回転ヘラ削り (一部)	回転ヘラ切り	3 a 類	
	回転ヘラ切り	1 a 類		回転糸切り	3 b 類	
	回転糸切り	1 b 類		静止糸切り	3 c 類	
	静止糸切り	1 c 類		回転ヘラ切り	4 a 類	
手持ちヘラ削り (体下部+底部)	不 明	2 類	手持ちヘラ削り (一部)	回転糸切り	4 b 類	
	回転ヘラ切り	2 a 類		静止糸切り	4 c 類	
	回転糸切り	2 b 類		再調整なし	回転ヘラ切り	5 a 類
	静止糸切り	2 c 類			回転糸切り	5 b 類
手持ちヘラ削り		静止糸切り	5 c 類			

第2表 ロクロ整形杯形土器分類表

第1章 調査報告

第1節 前年までの調査

昭和47年度 10月30日～11月15日（関和久遺跡Ⅰ 1973年3月 福島県教育委員会）

航空測量図作成の予備調査。SB01～03の有礎建物跡の存在を確認。

昭和48年度 10月11日～11月10日（関和久遺跡Ⅱ 1974年3月 福島県教育委員会）

東群の有礎建物SB01～03と西群の有礎建物SB05, 06, 掘立のSB04, 07を検出。

昭和49年度 5月27日～6月5日（関和久遺跡—県道拡幅工事に伴う調査—1974年12月 泉崎村教育委員会）

県道白河—石川線拡幅に伴う緊急調査で、台地中央 267㎡ を帯状に発掘、竪穴住居跡、溝跡、掘立建物、柱穴群、ピット、土師器、須恵器、須恵系土器、円面硯、古銭、植物種子を検出。

昭和49年度 10月21日～11月22日（関和久遺跡Ⅲ 1975年3月 福島県教育委員会）

遺跡の南西部を調査。有礎建物跡3棟、大溝跡2条、井戸跡1基、竪穴住居跡1棟を検出、南辺、西辺で検出した大溝は郡家の四至を区画し、一辺2.5～3町と推定。

昭和50年度 10月20～11月22日（関和久遺跡Ⅳ 1976年3月 福島県教育委員会）

遺跡東南部を調査。有礎建物跡4棟、掘立建物跡4棟、大溝跡3条を検出、区画溝の3時期の変遷を確認。

昭和51年度 10月20日～11月20日（関和久遺跡Ⅴ1977年3月福島県教育委員会）

遺跡東辺部を調査、東辺を区画する大溝3条を検出。

昭和52年度 11月1日～12月3日（関和久遺跡Ⅵ 1978年3月 福島県教育委員会）

台地中央部、東辺部を調査、掘立建物跡9棟、1本柱列跡1基、大溝跡2条、小溝跡1条、竪穴住居跡2棟、ピット等を検出。東辺の大溝は郡家の東辺を区画し、規模は南北3町以上と判明

昭和53年度 10月25日～11月25日（関和久遺跡Ⅶ 1979年3月 福島県教育委員会）

台地北半部を調査、県道の北側より1本柱列1基、門跡1棟、掘立建物跡5棟、ピット3基を検出。1本柱列は「院」を区画する柵で、53年度の部分はその東南コーナーと推定。遺跡の南辺より約4町付近が北限と判明。

第2節 調査経過

昭和54年度の調査は遺跡の北半台地上の部分の性格を確認する目的で開始された。

まず、52年度に検出した柵列（関和久ⅤでSB47としたものの南辺）の西の延長を検出し、この柵列に囲まれた内部を調査し、性格を確認することとし調査を開始した。

第1トレンチ

52年度に柵列のコーナーを検出した西側、O区JJ・JK-74～81区に6m×24mのトレンチを設定、表土下15cm～25cmに東西に並ぶ柵列跡、門跡、大溝跡を検出した。表土は軟質の暗茶褐色土で全体に浅く、遺構は黄色ロームの地山に掘り込まれており、遺構上面は耕作により削られており、遺構掘り込み面は残っていないものと判断した。

柵列跡が52年度柵列の西の延長上にあり、これに付属する門の南面で溝が切れ土橋状になっており、さらにその部分が、遺跡東西のほぼ中軸線にあることから柵に囲まれた区画の出入口と判断、

その内部の建物跡を検出する目的で第2トレンチを設定した。

第2トレンチ

JL～KA-76, 77区に6m×30mのトレンチを設定し柵に囲まれた内部の建物群の検出を計った。その結果JM・JN-76, 77区により竪穴住居跡状の方形の落ち込み, JO～JQ-76, 77区より3～4期の切り合いのある掘立建物の柱穴群を検出, 大形の掘り方で間尺も3m近くあることからかなり大規模な建物と推定した。なおJO～JR-76・77区では柱穴が黒色土に掘り込まれており, 遺構掘り込み面の相違が大規模な遺構と切り合っているのかは判断できなかった。

JR～JA-76・77区では新しいピット等も含み切り合いはかなり複雑であったが, 掘立建物数棟あることが確認できた。

JO～JQ-76・77区より検出された建物全体を検出するために, JO～JQ-74・75, 78～81区を掘り込み精査を行なったところ, 南北2間, 東西5間10尺等間の建物の上に1.5～2m西にずらして3期の切り合いのある南北2間, 東西5間10尺等間の建物跡が切られている遺構であることが判明した。この遺構の東半分は黒色土に掘り込まれており, この黒色面は1辺11mの方形に近い形であったので, 切り合いのある竪穴住居跡と推定していたが, 後に建物の掘り込み地業跡と判明した。

JO～JQ-74～81区の大形建物SB80・81の前方の建物跡を調査するためにJL～JN-74・75, 78～81区を掘り込み, 精査したところJL～JN-79～81区より東西2間, 南北3間の掘立柱建物, JL～JN-74～76区より東西2間, 南北1間, 東西2間, 南北2間の2棟の掘立建物を検出。これらは方形の黒色の落ち込みを切っており, これが小形の掘り込み地業であることが確認された。

台地西端の崖付近の遺構のあり方と, 崖が後世の削平により生じたものかを確認するためJJ, JK-82・83, JQ-82・83を調査した結果, 柵列の西端は崖付近で止まり, 北に折れるかは確認できなかった。JQ-83区では南北に走る3期の切り合いのある1本柱列を検出したので, 崖に沿って柵列があったものと推定された。

第2トレンチのJT・KA-76・77より検出した柱穴群を追って, JT・KA-78・79区を掘り込んだところ東西4間以上, 南北2間以上の掘立建物跡であることを確認した。この建物は東西12m以上の掘り込み地業を切っていることが判明した。

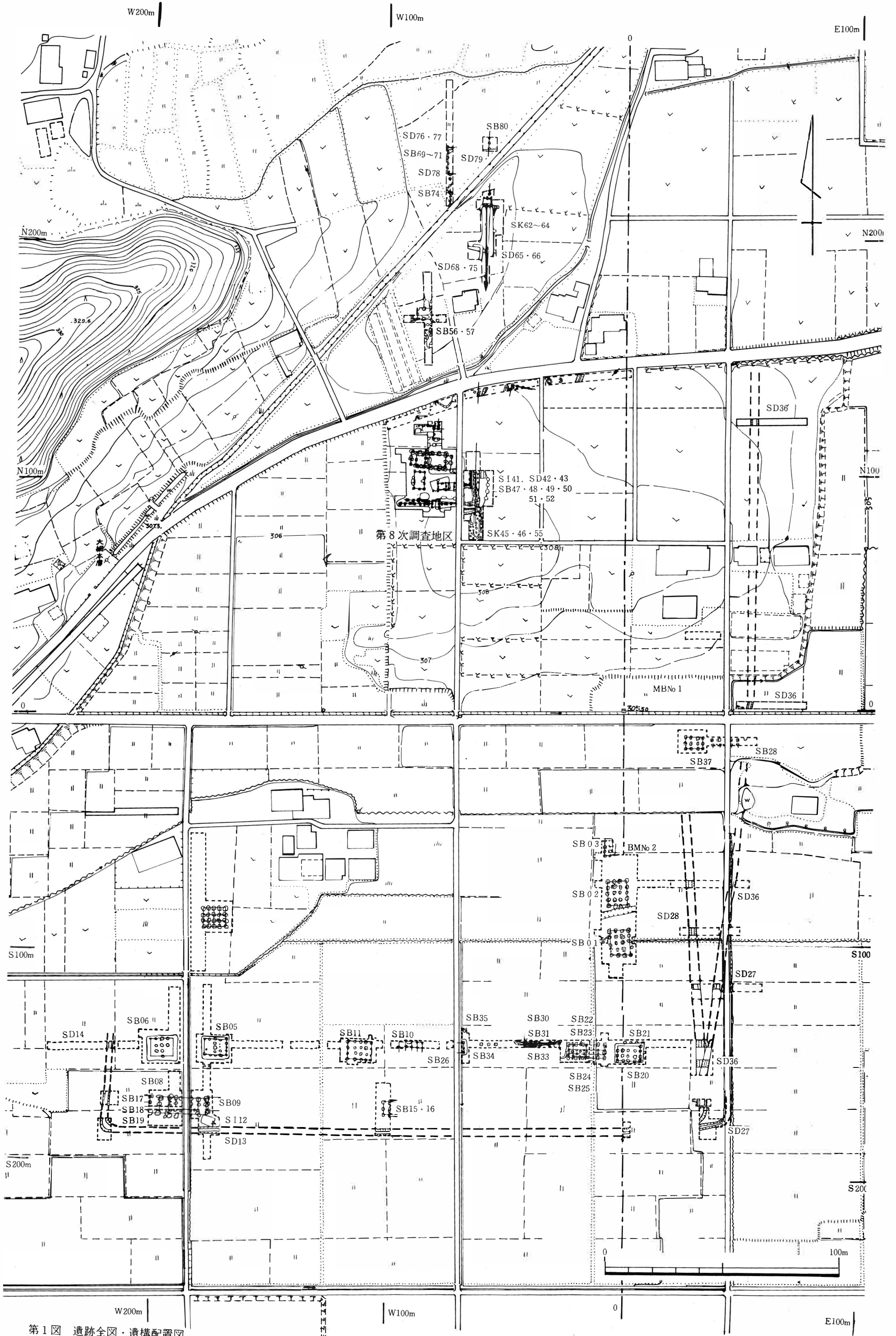
第3節 調査日誌

10月29日(月) くもり

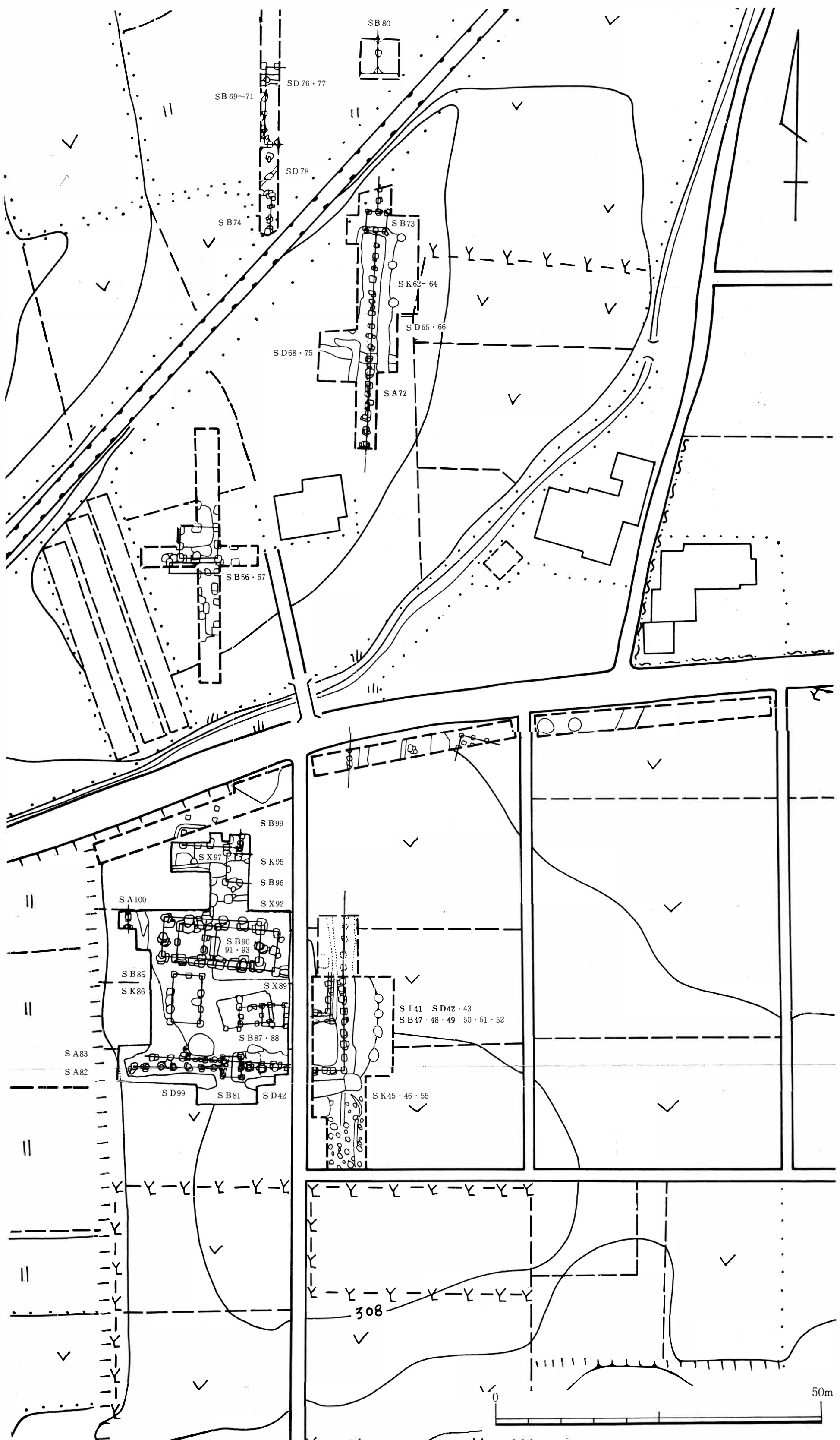
現場テント設営。規準杭No.66(N27,421m, W68,074m), No.67(N27,421m, W71,997m), No.68(N44,000m, W71,997m), No.69(83,954m, W71,997m), No.70(N83,954m, W98,996m), No.71(N83,954m, W42,002m)を設定。O区-JI・JJ-74～81に第1トレンチを設定し掘り込み。SD42の西延長らしきものを検出。

10月30日(火) 晴一時雷雨, 降雹あり。

第1トレンチ表土剝離完了, SB81, SA82・83, SD98の一部を検出。規準杭No.72(N105,000m, W72,000m), No.73(N105,000m, W99,000m)を設定。JK～JO-76・77に第2トレンチ



第1図 遺跡全図・遺構配置図



第2図 遺跡北半遺構配置図

を設定し掘り込み開始。

10月31日（水） 晴のち曇

J I・J J-76精査。第2トレンチをJ P～K A-76・77まで延長。

11月1日（木） 晴

第2トレンチ表土剝離完了，全面精査。J Q-78より大形の柱穴検出。J P・J Q-78～81を拡張，柱穴群検出，大形の建物らしい。

11月2日（金） 晴

J P・J Q-81，J L～J O-78～80を掘り込み。J N・J O-78～80を精査，柱穴群は南北2間，東西4間以上の建物と判明。

11月5日（月） 曇

J O・J Q-74・75掘り込み，精査，建物東半分の柱穴検出。J K-78～80掘り込み，S K 94を検出。

11月6日（火） 晴

J O・J Q-74・75精査，S B 90は東西5間・南北2間と判明。柱穴の切り合い確認作業。

11月7日（水） 晴

S B 92を検出。J R～K A-76・77を精査，遺構検出。

11月8日（木） 晴

J R～K A-76・77精査，建物2棟検出。S B 90上面掘り込み。

11月9日（金） 晴

S・B 90精査，略測図作製。J K～J N-78～80精査，S B 85・S K 86の一部検出。

11月12日（月） 晴

S B 80・81略測図作成。S B 85・S K 86検出。J K～J N-74・75掘り込み開始。

11月13日（火） 晴

S B 80・81切り合い確認，その東半部からS X 92を検出。J K～J N-74・75表土剝離完了。

11月14日（水） 雨のため作業中止

11月15日（木） 曇のち晴

全面清掃，S B 90・91柱穴掘り込み。S B 81切り合い確認，掘り込み。現場で指導委員の指導を受ける。

11月16日（金） 晴

S B 90～93精査完了。S B 85，S K 86掘り込み。S B 82・83精査。

11月19日（月） 晴

J H-75～77掘り込み，土橋検出。J K～J N-74～76精査，S B 87・88，S X 89を検出。

11月20日（火） 晴

S B 87・88切り合い確認，柱穴掘り込み。S K 94掘り込み。

11月21日（水）

S B 81，S A 82・83切り合い再確認。杭打ち，遣板設定。

11月22日（木） 雨のため作業中止。

11月26日（月） 雨のため作業中止

11月27日（火） 晴

全面清掃，遺構細部検討。遺方の水系設定。

11月28日（水） 曇のち雨

全面清掃，写真撮影，実測開始。午後雨。

11月29日（木） 曇

遺構実測。ローリングタワー移動，写真撮影。

11月30日（金） 晴

全員遺構実測，指導委員の指導。午後，現地説明会。

12月3日（月）・4日（火） 晴

遺構実測。

12月5日（水）

遺溝実測，一部断ち割り。午後現場徹収。

第2章 発見遺構

第1節 建物跡

S B 85建物跡 （第4図・第6図版）

本道構はJ K～J N-78～80区において検出された東西2間，南北3間の掘立柱建物遺構である。主軸方位はほぼ真北を示す。

柱痕間の距離は東西4.8 (2.3+2.5) m，南北7.2 (2.6+2.1+2.5) mを計り，平均値2.4mの8尺等間の建物と考えられる。柱穴掘り方は80cm程の方形を呈し，壁はほぼ垂直に掘り込まれている。埋土はロームブロックを含むボンボソの黒褐色土である。柱痕は20cmの円形を呈する。遺物は出土しなかった。

S B 87建物跡 （第5図 第6図版）

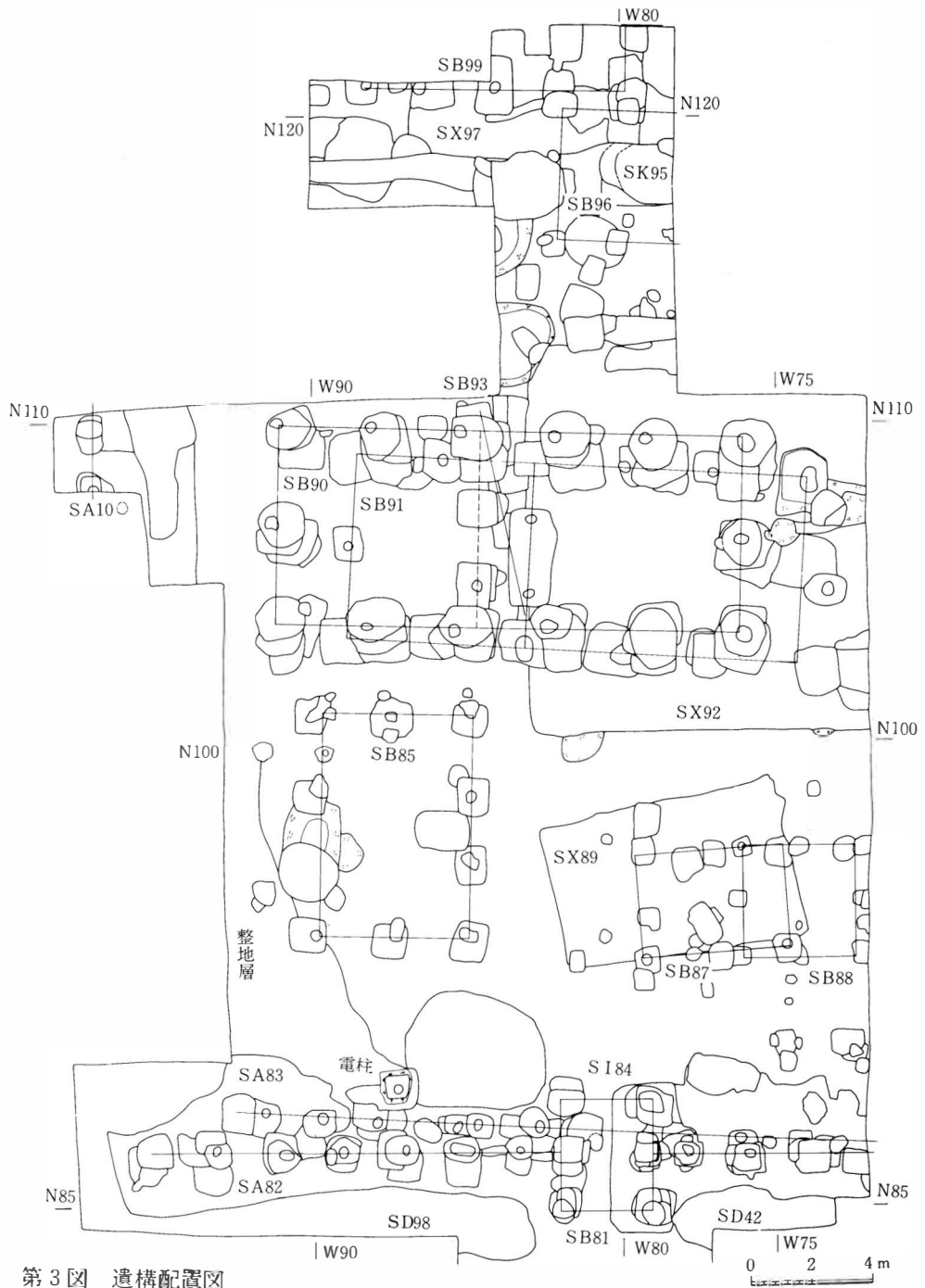
本遺構はJ L～J M-74～76区において検出された東西2間，南北1間の掘立柱建物遺構である。主軸方位はE-5°-Nを示す。

S B 88建物跡掘り方に切られている。柱痕の残る南側の東西柱穴列より東西4.8(2.4+2.4) mの8尺等間，南北3.3mの11尺間の建物と考えられる。柱穴掘り方は80cmの方形を呈し，壁は垂直に掘り込まれている。

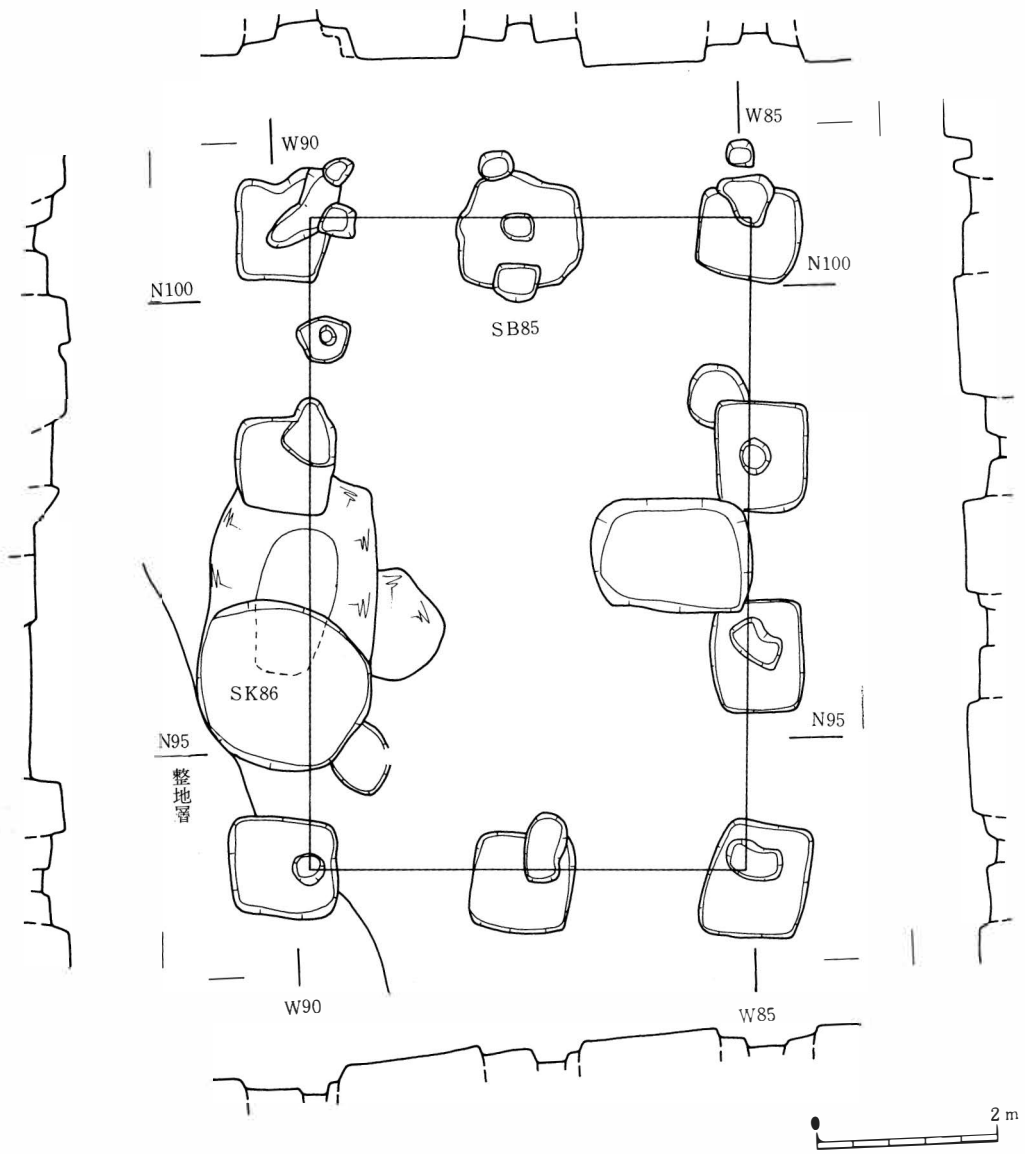
S B 88建物跡 （第5図 第6図版）

本遺構はJ L～J M-75～76区において検出された東西2間，南北2間の掘立柱建物遺構である。柱痕は確認されなかった。

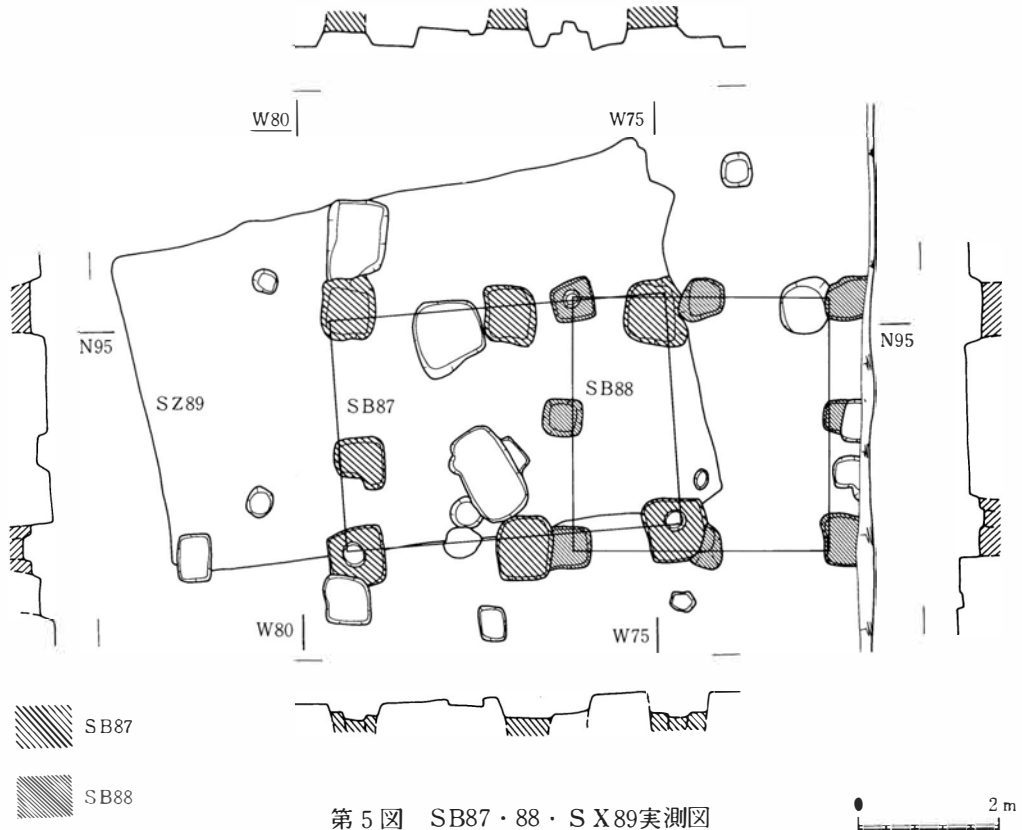
東西柱穴間の距離3.6m，平均値1.8mの6尺等間，南北柱穴間の距離3.6m，平均値1.8mの6尺等間の建物と考えられる。柱穴掘り方は50cmの不整形方形を呈し，壁は垂直に掘り込まれている。



第3図 遺構配置図



第4图 SK85 SK86实测图



SB90 建物跡 (第6・7図 第3～6図版)

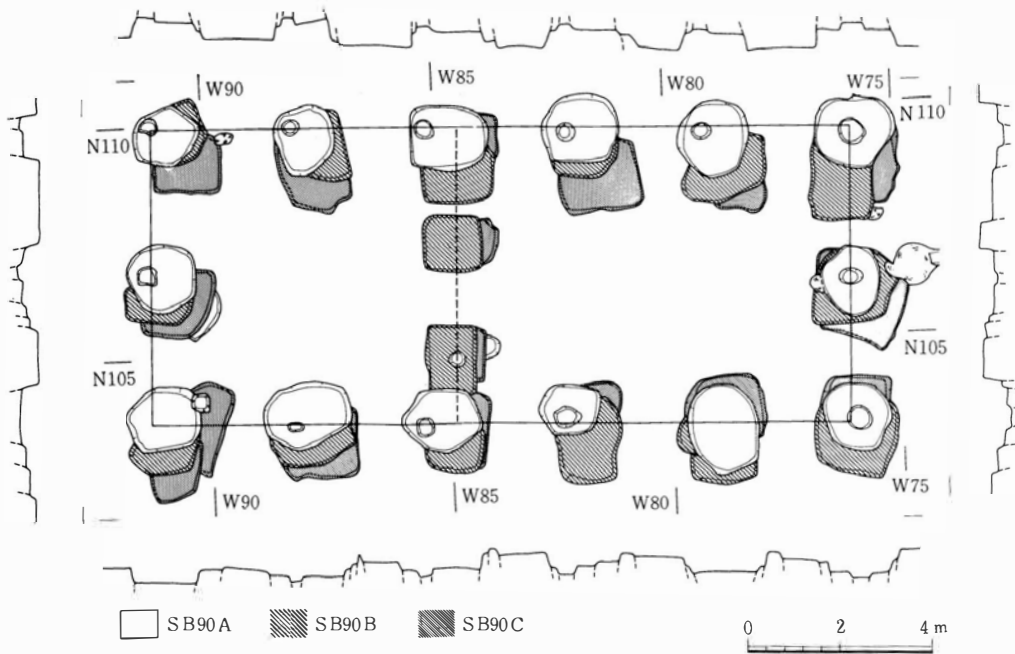
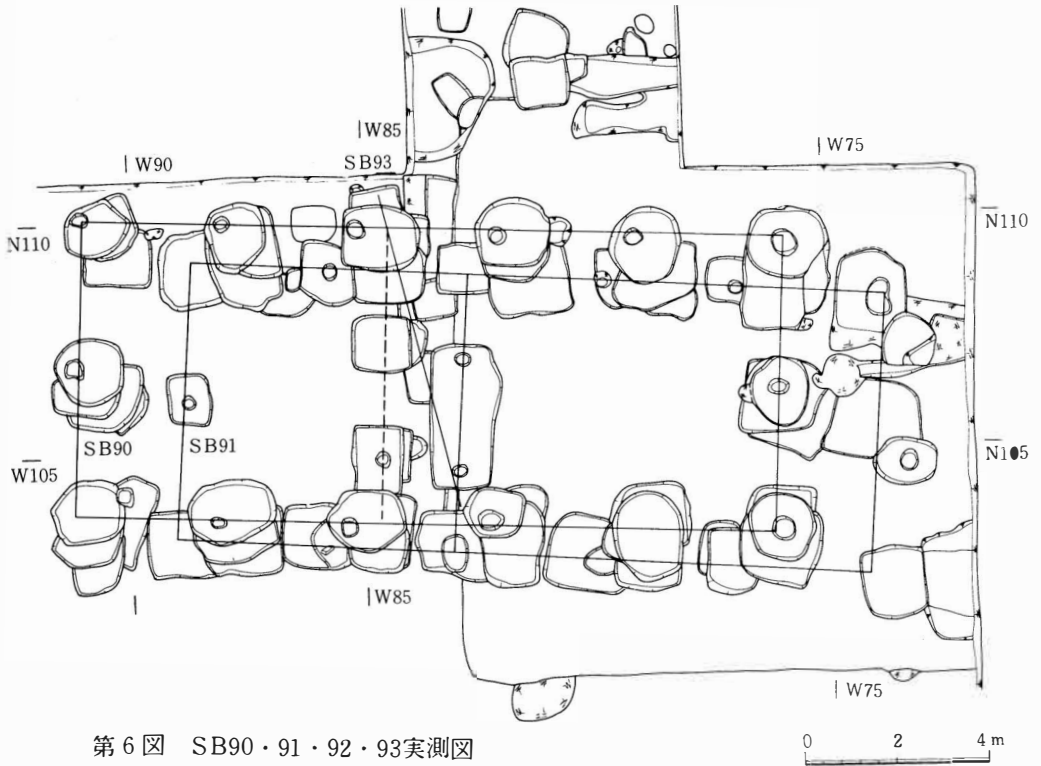
調査地区中央部J N～J Q-74～80区より検出された東西5間、南北2間の掘立柱建物跡で、建替えは3回である。

SB90A

一番新しいSB90Aは径1.2～2mの不正円形又は楕円形の掘り方を有し、埋土には多くの焼土を含んでボロボロである。柱痕は直径35cm～60cmあり、北柱列、東妻には全て見られる。柱痕の間隔は北柱列で西より3+2.85+3.1+2.9+3.15mで平均3m、東妻では北から3.1+3mで平均3.05m、南柱列の中で柱痕のある中央の柱間も3mであり、1間3m、10尺等間の建物と考えられ、南北軸線は真北より2°東にふれている。掘り方の埋土からは2類、5b類の土師器杯、5b類の須恵器杯(多賀城の9b類)、いわゆる須恵系土器、2類の杯でいわゆる須恵系土器的焼の土器が出土しており、10世紀又は11世紀頃の建物と考えられる。東妻より2番目と3番の柱筋とSB81Aと柱筋が通じており、時期的に対応すると考えられる。

SB90B

同じ東西5間、南北2間、10尺等間と考えられる建物であるが、西より2間目の所に北より6尺+8尺+6尺と推定される間仕切りが入る。この間仕切りの柱痕から推定すると、SB90Aより約50cm東と南に、SB91より1.5m西につらして建てられていたと考えられる。

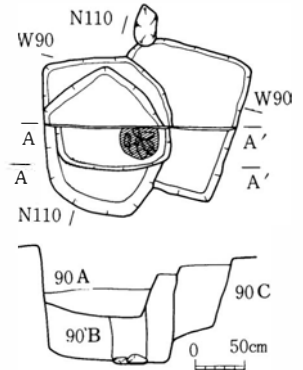


SB90C

SB90Bに切られている東西5間、南北2間の掘立柱建物で、SB90Bとほとんど同じ場所に建てられており、10尺等間の建物と考えられる。西より2間目に、北より6尺+8尺+6尺と考えられる間仕切りが入る。

最後に北西コーナー柱穴を断ち割ったところ、深さはSB90Aは確認面より70cm、Bは1.15m、Cは80~90cmあることが確認された。SB90Bには径35~38cmの円形の柱痕があり、底の部分にはほぼ円形に拳台の円礫を敷きつめられ、礎板石と言えるような状態だった。

(第8図 第5図版)



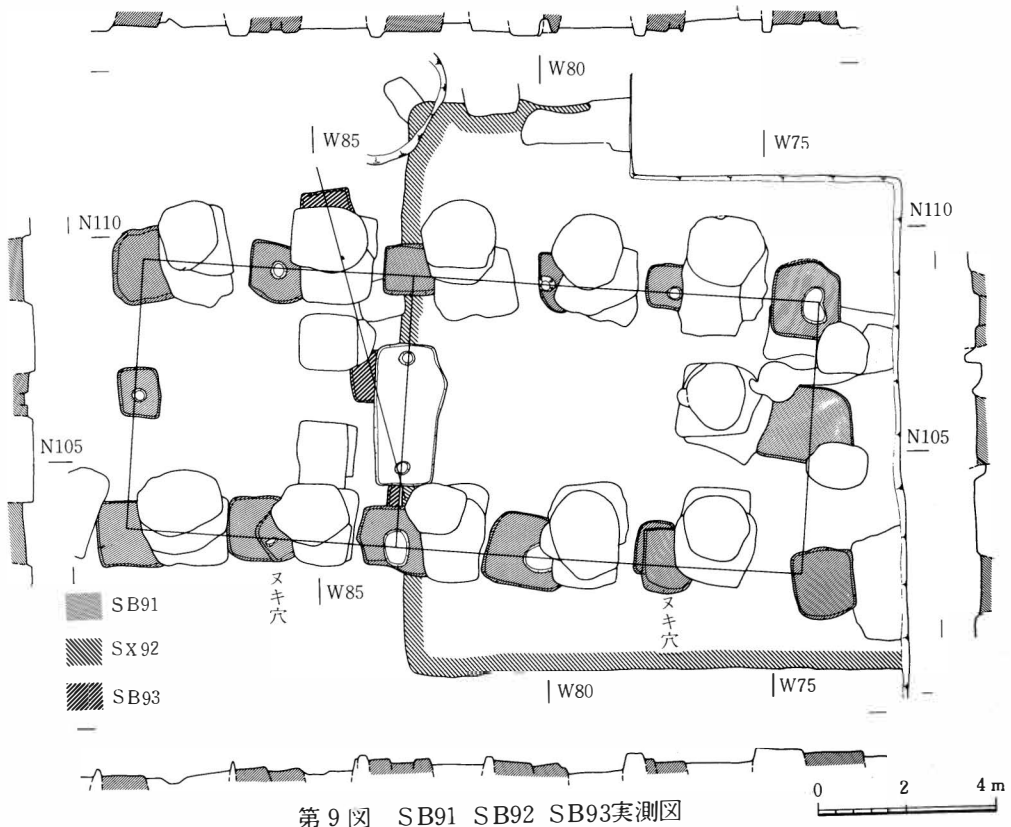
第8図

SB91建物跡 (第6・9図 第3・6図版)

JN~JQ-74~79区より検出された東西5間、南北2間の建物で、掘り方はSB92・93を切り、SB90に切られている。柱痕の見られる

北西コーナー柱穴断割り図

北側柱列東の1間目、南側柱列中央の柱間隔はそれぞれ3mで、他も約3m間隔で掘り方に収まるので10尺等間と考えられる。西から2間目に東西1.4m~1.6m、南北3.05mの掘り方に2.4m間隔で直径30cmの柱痕を有する間仕切りが入る。柱間隔は北より1.8m, 2.4m, 1.8mであり、6尺+8尺+6尺と考えられる。南柱列の東・西各1間目柱穴には抜き穴が見られる。建物の南北



軸は、真北より東に4.5°ふれている。

SB93 (第6・9図)

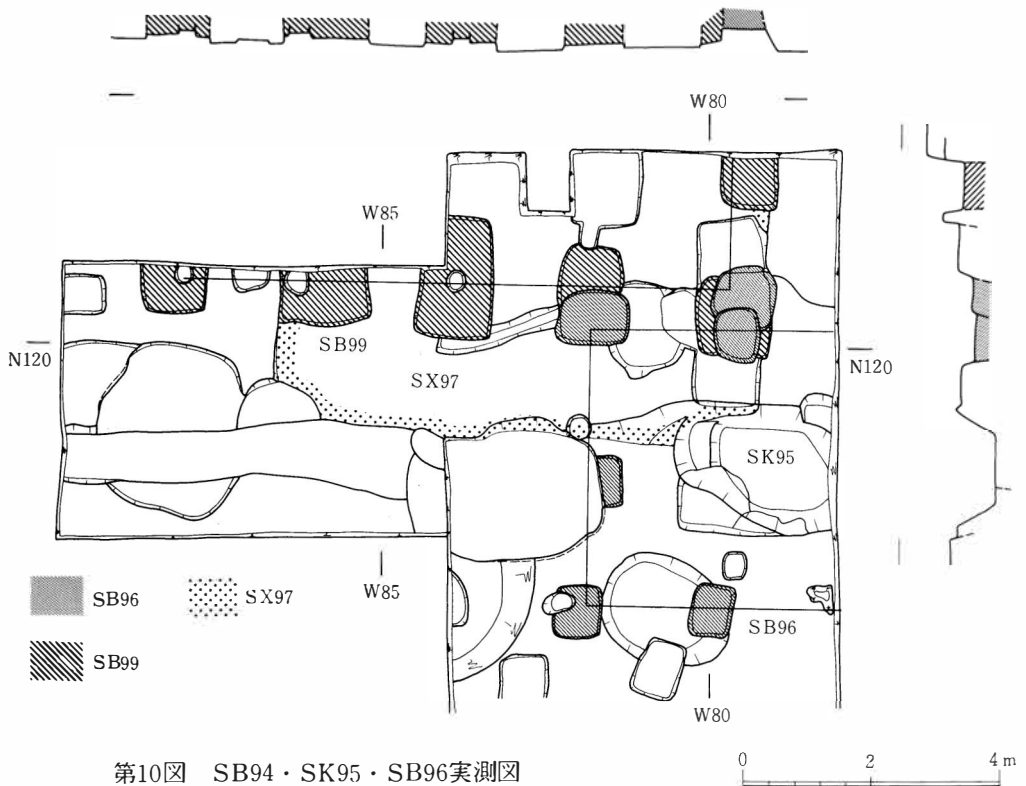
JO~JQ-77・78区より検出された掘立柱建物跡でSB90・91, SX92に切られ、柱穴3本のみが検出された。1辺1.0~1.2mの方形の柱穴で柱痕は見られないので正確な柱間隔は不明であるが、1間3m~3.6mをとることができる。おそらくこの柱列の東側は延びる建物で、その大部分はSX92により切られている。建物の南北軸は真北より14.5°西にふれている。

SB96建物跡(第10図 第 図版)

JS~KA-76・77より検出された東西2間以上、南北2間の掘立柱建物で、東西棟になるものと思われる。柱穴は比較的小さく1辺60~70cm程度の方形である。柱痕跡は検出できず、柱間寸法は明らかではないが、ほぼ7尺等間になるようである。建物方向は発掘基準線に対してほぼ一致して東西を指している。柱穴はSB96, SX97を切って掘られている。

SB99建物跡(第10図 第9図版)

調査地の北端KA-76~79で検出された東西4間以上、南北1間以上の東西棟である。柱穴は長方形で柱は直径15~20cmの丸柱である。南東隅の柱だけは北に抜かれている。検出された3つの柱痕跡間は西より1.8m, 2.4mをはかり、柱間寸法は南側柱列で6尺, 8尺, 8尺, 6尺になると思われる。建物方向は、SB96とほぼ一致する。柱穴はSB96に切られ、SX97を切っている。



第10図 SB94・SK95・SB96実測図

第2節 一本柱及び門跡

(第11図 第1・8・9図版)

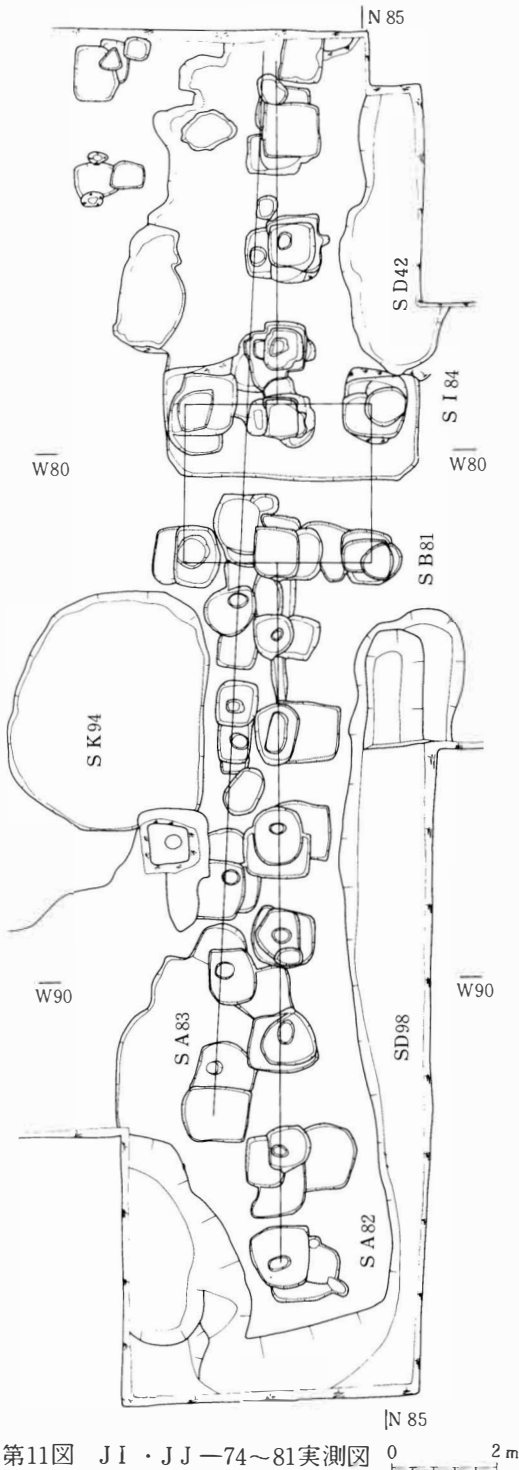
S A 82一本柱列跡 (第12図 第 図版)

J J - 74 ~ 82E から検出された一本柱列で、中央部で四脚門 S B 81 に取りついている。門の西側で7間、東側で3間検出され、柱穴は一辺 80 cm ~ 1.2 m 程度の方形又は不正方形のもので、3回の建て替えが検出されたものである。柱間隔は、柱痕の中心を取れば門の西側は西より 2.1 m + 2.2 m + 1.8 m + 2 m + 1.8 m + 1.8 m で門に取り付く部分が 1.3 m ~ 1.4 m、東側は西より門に取り付部分 1.1 m ~ 1.3 m + 2.0 m で次は柱痕が見られない。門に取り付く部分を除くと門の西側が平均 1.95 m、東側で約 2 m で6尺又は7尺間隔と考えられる。方向は東西方向に走っている。遺物は、掘り方内から第4b類土師器杯などが検出されているので、10世紀以降の時代と考えられる。

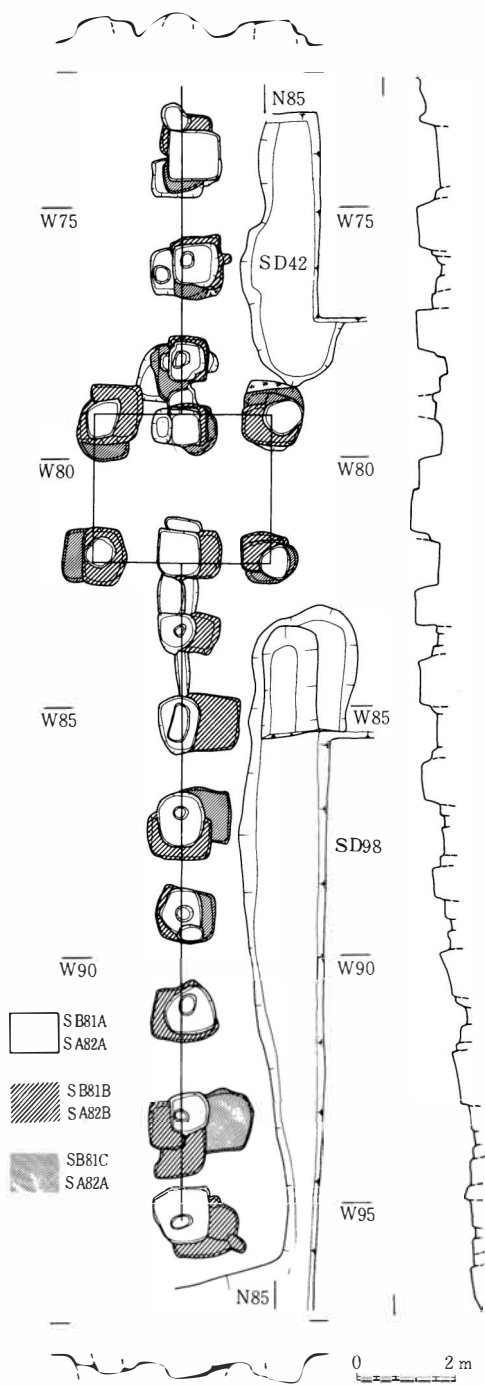
S B 81門跡 (第12図 第1・9図版)

J J ・ J K - 76 ・ 77E より検出された S A 82 が取り付く東西1間、南北2間の掘建柱建物で、3回の建て替えがある。柱穴は S B 81 B ・ C は一辺 90 cm ~ 1.2 m 程度の方形、又は長方形を呈するが、S B 81 A では S A 82 が取り付く柱では一辺 75 cm ~ 90 cm の方形を呈し、その南北の柱では直径 55 cm ~ 80 cm の円形もしくは不正方形を呈する。柱痕は検出されず、柱間隔は不明であるが、東西10尺、南北6尺 + 6尺と考えることができる。この建物は S A 82 の取り付く柱が主柱で南北両側の柱を副柱とする四脚門と考えられる。建物は4b類土師器の杯やいわゆる須恵系土器灰釉陶器の破片が見られるので10世紀以降のものと考えられる。S B 81 A と S B 90 A の東妻より2間目の柱筋が通っており S B 81 は S B 90 に対応する南門と考えられる。

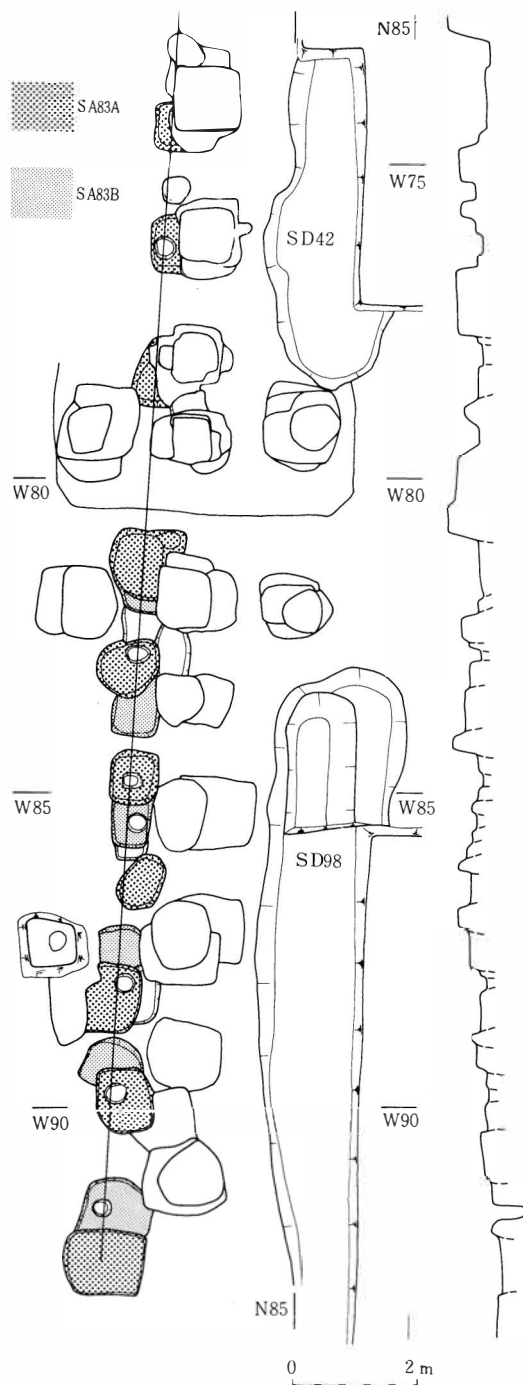
S A 83 一本柱列跡 (第13図 第8図版)



第11図 J I ・ J J - 74 ~ 81 実測図 0 2 m



第12图 SD42 SB81 SA82实测图



第13图 SA83 实测图

J J・J K-74~81区より検出された一本柱列でS A 83Aで9間が検出されたS B 81・S A 82に切られた一本柱列である。

S A 83A

S A 83Aは9間分の柱穴が検出され、西より7間目のS B 81に切られている部分のみが柱間隔が広がっている。これより西の6間分は掘り方の中心間を測ると11.1mで1間平均1.85mとなる。柱痕の残っている西より2間目と5間目はそれぞれ1.8m、2.0mで平均は約6尺と考えられる。S B 81に切られている部分は掘り方中心間で3.0m~3.1mで10尺と考えられ、その東の2間分も6尺間隔と考えられる。この10尺の部分は門の場所と一致し、門以前にも簡単にぐり門的なものが作られていたと考えられる。方位は西より3.5°北にふれている。遺物は掘り方より鉄斧(第16図15版)が1点出土している。

S A 83B

柱間隔10尺の部分より西には5間分検出され、西端の柱穴の柱痕から5間目の掘り方の中心部までは約10mで平均柱間隔が2mとなり、7尺に近い数値となる。この間はS A 83Bで柱間隔7尺で5間であったものが、建て替えのとき柱間隔6尺で6間のS A 83Aに変えたものと考えられる。

なおS B 90の西に3回の建替のある南北に走るS A 100があり、これらと同様一本柱列が建物群の西側にも走っていたと考えられる。

第3節 溝跡

S D 42溝跡(第11図 第1・8・9図版)

J I・J J-74・75区より検出した溝で、上幅は2m前後と考えられ、第7次調査のS D 42の西の延長である。西端部はJ I・J J-75~76にかかる部分で「U」形になり終っている。

S D 98溝跡(第11図 第8・9図版)

J I・J J-77区より始まりJ I・J J-83区で台地西側の崖に落ち込む溝で、J I・J J-78Eでは上幅2.05m、底幅46cm、測さ38cmの中間に軽い段を有する溝で、S D 42から4.5m西側からこの溝が始めており、その間は土橋となりS B 81の四脚門が入っている。遺物は1類・2類の土師器杯とともに須恵系土器と考えられる破片、2類で焼成は須恵系土器と同じ杯(第16図第5・6図版)が上面近くから検出されている。

第4節 竪穴住居跡

S I 84竪穴住居跡(第11図 第1・9図版)

J J・J K-76区より検出され、S B 81、S A 82・83、S D 47に切られ、西半分の深さ5~6cmを残すのみである。プランは南北4.8m前後の隅丸方形と考えられるが、東半分は浅く大きな中世の落ち込みに切られている。この落ち込み中からは常滑系の甕の破片が出土している。

第5節 ピット

S K 86(A・B)ピット(第4図)

本遺構はJ L~J N-80区において検出されたピットである。切り合い関係によりA Bに分けられる。

AはS B 85に切られているピットである。東西径182cm、南北径330cmの南北に長い楕円形を呈

し深さ28cmを計る。主軸は真北より西に15°振れている。覆土はローム粒子、木炭片を含むボソボソ状の黒褐色土である。覆土中より内黒土師器杯1a類2点、口縁2点、甕形土師器胴部片2点が出土している。

Bは径190cm程の円形を呈する。Aに切られているが、壁は垂直に立ち上がる。覆土はロームブロックを含む暗褐色土である。覆土中より内黒土師器杯1a類2点・口縁5点・小形台付椀1点が出土している。

S K 94ピット（第11図）

J K, J L-77・78区より検出された東西4.45m、南北3.75mの楕円形又は不正円形のピットである。埋土は砂利を含む黒褐色土で、埋土中からは土師器・須恵器・円面硯の脚の破片が出土している。

土師器（第 図 8～13）は大部が杯の破片で、杯は全て内黒である。個体が識別できたものは底部で1類が1個体、2類が5個体、高台付杯が4個体であった。

S K 95ピット（第10図）

J T 76区より検出された不整形のピットである。埋まり土は黄色ブロック混りの黒色土である。土師甕が数片出土しているが、時期は不明である。

第6節 その他の遺構

S X 89（第5図 第6図版）

本遺構はJ L～J M-75～77区において検出された東辺4.6m、西辺5.2m、南北辺7.6mの不整長方形を呈する掘り込みである。

S B 87・88及びピットに切られている。断ち割りでは覆土は2層に分かれる。上層は地山のロームブロックを含むやわらかい黒褐色土である。壁高は47cmを計り、底面から壁にかけては丸味を帯び、さらに垂直に立ち上る。遺物は平瓦の第7類が1点出土している。上面は削平を受け不明であるが礎石建物の掘込み地業と考えられる。

S X 92（第9図 第3図版）

J N～J R-74～77区より検出された東西11.0m以上、南北12.5mの方形又は長方形の掘り込みで深さは南西コーナー近くで確認面から深さ74cmを測り、壁は80°～90°で立ち上る。埋土は上面近くは黒色土で底近くは虎ジマ状になっている。これは建物の掘込み地業の上部が削平を受け考えられる。埋土中から平瓦第7類の破片が1点出土している。

S X 97（第10図）

S B 96, S B 99と重複して検出された掘込み地業である。切り合いより調査地では、最も古い遺構の一つである。東西7.38m、南北4.1mを検出したがなお北に延びており、方形ないし長方形を呈すると思われる。埋土は黒色土でさほど強くつき固めてはいない。削平を受けているため、礎石・根固め石等は検出されなかったが、礎石建物の掘込み地業であろう。

第3章 出土遺物

第1節 瓦 (第14, 15図)

今回の調査では瓦は総数83片出土し、軒丸瓦2点、軒平瓦2点、丸瓦14点、平瓦65点であった。瓦は全て破片で83点という数は遺跡北半の台地上で調査した第6・7次に近い数になっている。

軒丸瓦 2点とも表土出土で瓦当を欠損しており文様は不明である。丸瓦の部分には内外面とも磨きに近いナデが加えられている。

軒平瓦 表土から2点出土しており、1点は重弧文軒平瓦第1類(ロクロ引き三重弧文)(第14図 第10図版) 1点は珠文縁鋸齒文軒平瓦の破片である。

丸瓦 14点検出され、凸面にロクロ痕のあるもの5点、縦削りのもの4点、ナデのもの5点あり、行基瓦の破片が2点ある。

平瓦 (第14・15図) 65点中第1類10点、2類9点、3類17点、5類23点、7類6点あり、遺構ではS A82Aより5類と7類が各1点、S B90Aから2類と5類が各2点、S D98上層中より1類が1点、S X92埋土中より7類の小片が1点検出されている。焼け瓦は1類が1点、2類が8点、5類が7点、7類が1点である。

第2節 土器 (類別は凡例参照)

遺構内出土土器

遺構内出土土器で復元・実測できたものはS B90A掘り方、S D99上層、S K94・95覆土各出土土器がある。

S B90A掘り方出土(第16図1～4 第10図版) 土師器は2類の杯・高台付杯、須恵器は5b類の杯、灰釉陶器の台付椀が出土している。須恵器杯には「南?」の墨書があり、灰釉陶器は白色の胎土で硯に転用され、内面に墨の付着が見られる。これらには2b類、4b類のロクロ土師器杯、いわゆる須恵系土器、2b類で須恵系土器的焼きの杯、灰釉陶器の破片が伴っている。

S D98上層出土(第16図5・6 第10図版) 2類の杯で内面に磨きはなく橙褐色で焼きも硬く軽い、いわゆる須恵系土器に近い焼きである。これらが1・2類のロクロ土師器とともに遺構検出面直下より出土している。

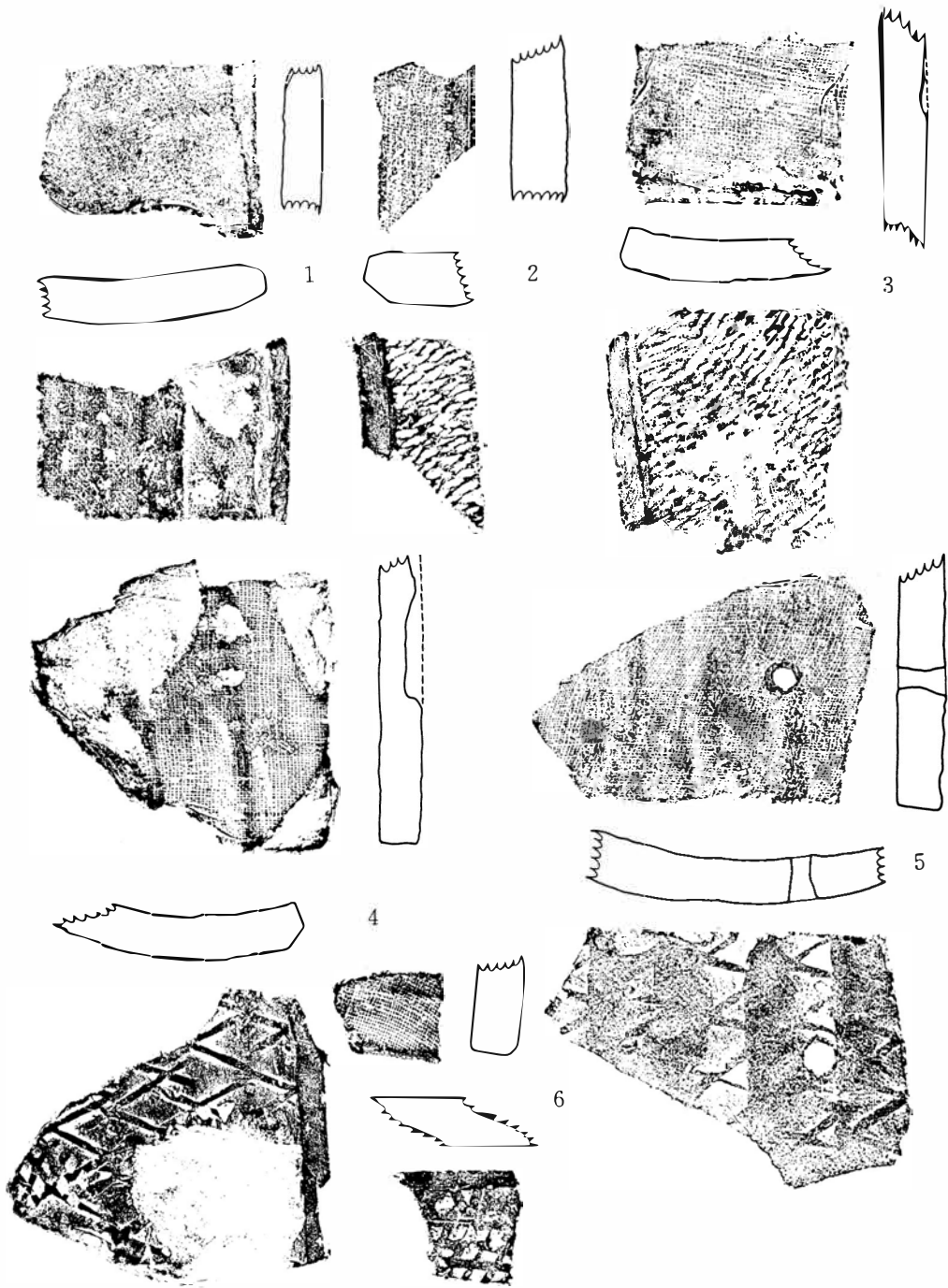
S K94覆土出土(第16図8～13) 1類のロクロ土師器杯(第16図8・10・12) 底部欠損のロクロ土師器杯(第16図9・11)が2類のロクロ土師器杯片、高台付杯片と伴って確認面直下より出土している。

S K95覆土(第16図14) 口縁近くが横ナデ、体部～底部がへら削りの丸底と考えられる内外面に段のない内黒杯が、口縁が「く」形に外反し体部に刷毛目のある甕とともに出土している。

第3節 硯, その他の遺物

硯 今回の調査で硯は3～4個体分、6片が検出されている。内訳は円面硯2～3点、灰釉陶器からの転用硯(第16図4) 1点である。遺構からはS B90Aより転用硯とS K94覆土中から円面硯の脚(第16図7)が出土し、円面硯の脚底径は27.1cmを計る。S K94出土のものは第17図2可能性もある。





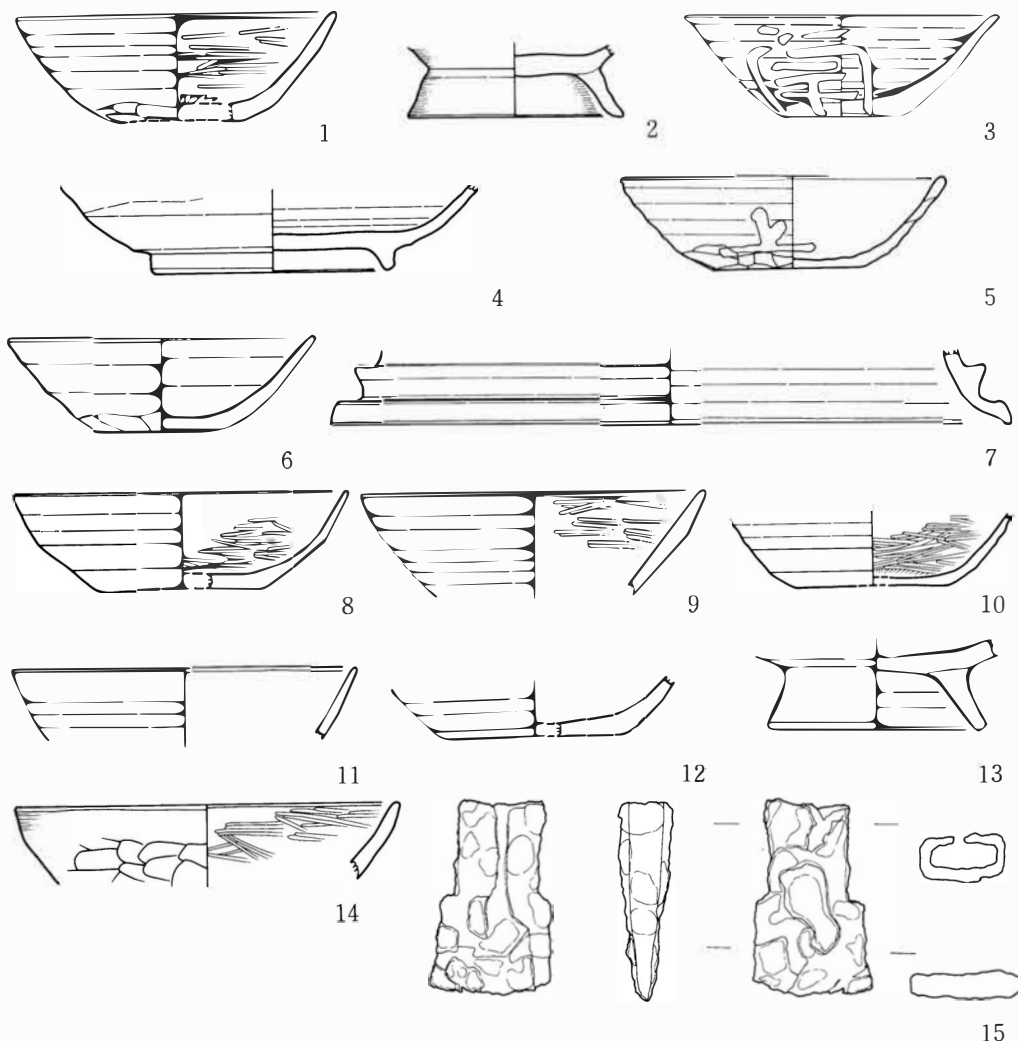
第15図 瓦拓本 (縮尺 $\frac{1}{2}$)

1 平瓦第2類 2・3 平瓦第5類 4~6 平瓦第7類
 1~3 SB90A出土 4・6 SA82A出土 5 表土出土

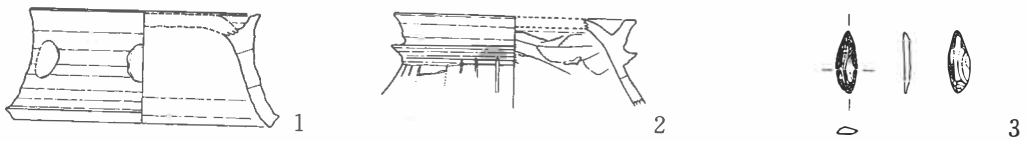
習書土器 (第17図3) SP-78区表土中から出土し、1類須恵器杯の底部破片で、再酸化により(?)赤色化したものが用いられており、内面には「有多^{ウツ}」「計倉?」、外面には「餘?」の墨書文字が判読できる。

鉄斧 (第16図15) SA83Aの柱穴掘り方中より出土しており長さ7.4cm、刃部幅4.7cm、肩幅4.25cmを計る有肩の鉄斧である。

ナイフ形石器 (第17図4) JN-79区表土中より出土したヌタカイト類似の石質のナイフ形石器で長さ4.28cm、幅1.46cm、厚さ0.5cmを計る。横長の剥片を利用した柳葉形の石器で、表面は全周、裏面は左辺、基部、右辺上端部に加工が見られ、ナイフ形ポイントに近い形を呈す。



第16図 遺構内出土遺物 1~4 SB90A掘り方 5・6 SD98上層
 7~13 SK94覆土 14 SK95覆土
 15 SA83掘り方
 1・2・8~14 土師器 3 須恵器
 4 転用碗(灰彩陶器) 7 円面碗
 15 鉄斧 (縮尺1/2)



第17図 遺構外遺物 1・2 円面硯 3 ナイフ形石器
1～4 表土出土 (縮尺 $\frac{1}{3}$)

第4章 考 察

第1節 遺構

昨昭和53年度の発掘によって関和久遺跡の広さは東西250m、南北は420m以上の長方形をなすものであることが知られた。北方は関和久遺跡の南端を区切る大溝SD13から北420mに至ってもまた建物跡が存在していたが、すでに山裾が近く、建物を建つべき平地があまりないところから、それより北にはあまりのびず、大体当時の尺度で東西2町20間、南北4町(436m)あったのではないかと思われた。(注1)

この南北に長い地域の北半は上面の平坦な低い台地で現在畑地であり、南半は阿武隈川北岸の微高地で、現在水田となっている。本年度の発掘は、昨年度発掘された北方に四脚門を伴う柵列SA72の内部にどのような遺構があるかを検出することを目指して、この柵が南に伸びて、西に曲る柵列(それは昭和52年度の発掘において、掘立柱建物SB47A、47B、48の南側の側柱列と見られていたもの)を農道を越えて西に追い、その柵列と県道白河母畑線の間の約760㎡の区域を発掘した。

この狭い区域から第2章で述べたように、建物跡13棟、柵列跡3條、溝跡2本、土拵3基を検出することができた。

建物跡には掘込地業を持った建物跡3棟(SX89、92、97)、掘立柱建物9棟(SB81、85、87、88、90、91、93、96、99)、竪穴住居跡1棟(ST84)がある。

これらの建物跡はSB85以外はすべて複雑に重複している。掘込地業跡SX89は上には掘立柱建物SB87とSB88とがあり、SB87の掘り方はSB87の掘り方を切っている。すなわちこの部分ではSX89がもっとも古く、SB87がそれに次ぎ、SB88がもっとも新しい。また掘立柱建物SB93は掘込地業跡SX92に切られており、SX92の上には掘立柱建物SB90、90の1部分が重なり、SB90は3回建直されているが、その掘り方はSB91の掘り方を切っている。すなわちここではSB93がもっとも古く、SX92、SB91、SB90C、SB90B、SB90Aの順に新しくなっていく。掘込地業跡SX97の上には掘立柱建物SB96、99の柱跡があり、SB96の掘り方はSB99の掘り方を切っている。これを整理して見ると建物の新旧関係は次のようになる。

SB85

SX89 → SB87 → SB88

SB93 → SX92 → SB90 → SB90C → SB90B → SB90A

このようにして重複しているもの同志の新旧関係はわかるが、各グループのどれとどれが対応するものかをきめることはなかなかむずかしい。

同様な重複は柵列にも見られる。これらの建物群の南側には外側に溝（SD42, 98）を伴う柵列82, 83, 西側には柵列（SA100）があり、東側の柵列（昭和52年度発掘において掘立柱建物47A, 47B, 40の東の側柱と誤認されたもの）と共に建物群をコの字状に囲んでいるように見られる。SB82はSA83と重複しており、またSA83には2回の、SA82には3回の建直しがあり、それらがいずれも竪穴住居跡SI84を切って建てられている。したがってここにおける前後関係は SI84 → SA83B → SA83A → SA82C → SA82B → SA82Aとなる。SA82は四脚門SB81の両側の中央の柱に取りつけたもので、門にもやはり3回の建直しがある。

これらの建物の中でもっとも古いものは竪穴住居跡SI84であろう。この住居跡は柵列や後世の掘り込みによって荒らされていて、わずかに西半の底面を遺すのみで、年代を決定すべき遺物を伴わなかったが関和久における他の竪穴住居のあり方から見て郡家建設以前のものと見てよい。

次に古いのは掘込地業を持った建物である。掘込地業を持った建物は本遺跡の南半での所見によれば多く礎石建物であるから、この場合にも礎石建物の上部が削られて礎石も根石も失われたものと見てよい。礎石も根石も失われているので、東西棟であったか、南北棟であったかもわからない。ただSX92とSX97掘込線の方位を同じくしているのに対してSX89の西側の掘込線はSX92によって切られている掘立柱建物跡の柱筋と方位を同じくしているから、SX89はSB93と同時期で、SX92の埋土の中から第7類の平瓦の小破片が出土している。第7類の平瓦とは凸面を磨いているが、格子目状もしくは斜格子状の切目のところどころにのこり、凹面には布目があり、粘土板桶巻造りの手法によって造ったものである。(注3)、この瓦は関和久遺跡の東北6kmの処にある矢吹町かに沢瓦窯跡でつくられたものであり、そばの竪穴住居跡では関和久遺跡でもっとも古い軒平瓦であるロクロ引き三重弧文軒平瓦と伴出しているから(注4)、関和久遺跡の創設期の瓦と見られ、これを出したSX92は8世紀前半のものと考えうるものである。SB90の表土中から出土したロクロ引き三重弧文軒平瓦はこれら掘込地業を有する建物に関連するものであろう。

掘立柱建物は柱の掘方が3回しか残っていないSB93を除けば皆掘込地業をもつ建物より新しいものである。掘立柱建物でその形が完全にそのプランを知り得るのはSB81, 85, 87, 88, 90, 91の6棟だけであり、他は発掘地の制限から全形が不明である。

SB81は東西に走る柵列SA82のほぼ中央に設けられた東西1間10尺（3.6m）の四脚門で、東西中央の柱に柵が取付く。柵列と同様3回建直されている。

昨年柵列SA72の北方で発見された東門SB73と同じ構造であるが、梁行が2尺（0.6m）短い。柵列SA82の南側には溝SD42, 98があり、門の前は陸橋となって通路となっている。

SB85は桁3間25尺（7.2m）、梁行2間16尺（4.8m）の南北棟の内部の柱のない建物である。柱筋は南北に通る。このような3間2間のプランを持つ建物は関和久でははじめてであるが、安達郡家跡と思われる二本松市郡山台遺跡SB09（注5）、多賀城跡のSB255、SB257（注6）、下野国那須郡家跡と思われる栃木県出川町の那須官衙遺跡RH101, RH111, QH141（注7）、などで見られるばかりでなく、群馬県佐波郡十三宝塚遺跡の東北建物群、東南建物群（注8）、宮城

県多賀城市高平の古代集落遺跡（注9）、にも見られるところであって、必しも官衙に限るものではなかったらしい。SB87は桁行2間16尺（4.8m）、梁行1間11尺（3.3m）の東西棟であり、SB88は2間12尺（3.6m）四方の建物であるが、その性格は不明である。前者は郡山台SB16号（注10）、多賀城SB742、後者は多賀城SB735、751（注11）、にその例がある。

SB91は桁行5間50尺（15m）、梁行2間20尺（6m）の東西棟であって、西から2番目の柱筋に6+8+6尺の間仕切がある。これが位置を少し西にずらして同じ大きさに建替えられたものがSB90で、これには2回の建替え（SB90B、90A）がある。5間×2間10尺間の建物という、関和久では最大級の建物で、SB04A、B、SB24A、Bに並ぶものである。本年度発掘した建物群の中での主要な建物であったろう。郡山台遺跡SB15、（49尺×22尺）（注12）、多賀城跡のSB479（49尺×21尺）（注13）、SB161（40尺×20尺）（注14）、に匹敵する建物である。この建物において注意すべきことはSB91の東西の柱筋の方位がE-4°45'-Sで、四脚門のある柵列SA82の方位の真東西であるのに一致せず、E-3°45'-SのSA83に近いことである。したがってSB91の時期の柵はSA83で、SB90の時期の柵がSA82とみられ、四脚門はSB90時代の門であり、SB91の時期には幅10尺の控え柱のない門であったと思われる。もっとも新しいSA90Aの掘り方からは9~11世紀の土器片が出ている（15・18頁）。また柵列SA82の前の溝SD98の上層も同様な土片を伴っている。したがってこれらの掘立柱建物群が9世紀から11世紀頃のものであることは認められよう。他の掘立柱建物は部分的な発掘であるので、細かい内容はわからない。

われわれはこれまで関和久遺跡の南半には倉庫院があり、北半には郡院、厨院が存在するのではないかとの想定のもとに発掘を続けてきた。今回の発掘で北半の台地上から柵によって囲まれた倉庫ではない9~11世紀の掘立柱の建物群が発見されたことは、われわれの予想を裏切らぬものであった。ただこれら掘立柱建物群の下から発見された3棟の掘込地業を持つ建物は礎石建物と思われるのであるが、関和久における礎石建物跡は倉庫であった場合が多いので、この地にもかつては倉庫群が存在したのかも知れぬ。それはSX92の埋土の中から出た瓦片が示すように8世紀のことであろう。この付近からは昭和49年5~6月に行なった県道白河母畑線の拡幅工事のための事前調査の際にも同じ瓦が出ているから（注15）、8世紀からこの台地上が郡家の範囲内にはいていたことはたしかである。当時の当郡家の構造が9世紀以後のそれと同じであったかはもう少し時間をかけて検討する必要がある。

注1 福島県教育委員会「関和久遺跡」Ⅶ 1979年3月

注2 福島県教育委員会「関和久遺跡」Ⅳ 30~31頁 1976年3月

注3 福島県教育委員会「関和久遺跡」Ⅲ 24頁 1975年3月

注4 福島県教育委員会「関和久遺跡」Ⅴ 附章参照 1977年3月

注5 二本松市教育委員会「郡山台」Ⅲ

注6 宮城県教育委員会・宮城県多賀城跡調査研究所

「多賀城跡——昭和46年度発掘調査概報」 1971年

注7 栃木県小川町教育委員会「那須官衙跡第四次緊急発掘調査報告書」 昭和51年3月

注8 群馬県教育委員会「十三宝塚遺跡発掘調査概報」Ⅱ、Ⅲ 1976年 1977年

注9 宮城県教育委員会・宮城県多賀城跡調査研究所「多賀城跡 —— 昭和48年度発掘調査概報」 1973年3月

注10 5に同じ

注11 宮城県教育委員会・宮城県多賀城跡調査研究所「多賀城跡 —— 昭和49年度発掘調査概報」 1974年

注12 5に同じ

注13 11に同じ

注14 多賀城町「多賀城跡第6次（内城東北部）発掘調査概報」 昭和45年3月

注15 福島県泉崎村教育委員会「関和久遺跡 — 県道拡幅工事に伴う調査 — 1974年12月」

第2節 出土遺物

瓦 瓦は今年度調査地区で総数83点と昨年同様は数は少なく、遺跡北半の台地上の今までの地点と同じ傾向がうかがえる。平瓦は2・5・7類に焼け瓦が見られ、SB90の建物掘り方の焼土とともに火災があったことが推定される。

土器類 今年度調査地区からは土師器・須恵器、いわゆる須恵系土器、及びその類似土器、灰釉陶器が出土している。今までの須恵系土器といわれていたものは、杯の切り離し・再調整技法分類では5bに属するので須恵系土器5b類、今回出土した類似品は技法的には2・2b類に属するので須恵系土器2・2b類としておく。須恵系土器2類は表土、SB90A・SA98上層から出土している。SB90Aでは土師器杯1・2・2b・4b・5b類、須恵器2・5b類、須恵系土器4b・5b類に伴い（第3表）、9～11世紀頃の各期の遺物が伴って

り、遺構の年代は10世紀又は10～11世紀頃と考えられる。しかしSD98上層では須恵系土器2類と土師器杯1・2のみが伴っている。出土層位が溝上層で量も少なく断定はできないが、土師器杯1・2類の組合せは9世紀代と考えられ、また須恵系土器5b類は10世紀後半～11世紀と考えられており、須恵系土器2類は土師器杯1・2類に伴うとすれば5b類に先行するものであるかもしれない。

硯 今年度は少なくとも3点出土しており計6点となった。これらは全て遺跡北半の台地上より出土しており、南半部の倉庫院に対し、それとは性格を異にした地区と考えられる北半部の性格を示しているものと考えられる。

習書土器

(底部内面)

□

□餘

□

(底部)

□計

□倉

有□

有多□多

□

回転ヘラ削り須恵器杯（8世紀）の底部おろび底部内面に墨書している。草書体。

「有多」などを習書している。「有多」は宇多に通じようか。

(例) 大和国宇智郡『続日本紀』文武二(698)・二・丙申条ほか。宇智郡『続日本紀』和銅七(714)・十一・戊子条。

美濃国不破郡有寶郷『和名類聚抄』。宇保郷『大日本古文書』巻四、西南角領解、天平勝宝九(757)・四・七。

	SB90A	SD98上層
土師器 1類	4	8
2類	7	7
2b類	2	
4b類	3	
5b類	7	
須恵器 2類	1	
5b類	2	
須恵系土器 2類	6	1
2b類	1	1
4b類	1	
5b類	9	
計	43	17

第3表 技法別出土土器一覧表

上野国甘楽郡有旦郷『和名類聚抄』(旦は高山寺本による)。宇芸神社『延喜式神名帳』。

『和名抄』によれば、陸奥国「宇多郡」(現福島県相馬郡)あり。宇多郡の初見記事は『続日本紀』養老二(718)年五月乙未で、「国造本紀」の「浮田国造」はこの宇多郡に相当するとされている。

したがって、習書で土器に記された断片的資料であるので確定することはむずかしいが、一応前記の類例を参照するならば、「有多」＝「宇多」とみて差し支えないであろう。そして当遺跡が古代白河郡家跡とみられているだけに、同じ陸奥国南部の郡名の習書ならばそれほど不自然ではないであろう。

他の文字は「計倉」と読めそうであるが、その意味も含めて後考をまちたい。

第3節 まとめ

- (1) 本年度の発掘によって東西250m、(2町20間)南北436m(4町)と推定される関和久遺跡の北半の台地上に柵列によって区切られた一部に掘立柱建物群のあるのが発見された。
- (2) 検出された掘立柱建物は13棟あり、複雑に重複しているので柵内の建物配置の時代の変遷を把握することは困難であるが、この建物群の中心的な建物は南門を入れて突き当りにある東西5間15m(50尺)南北2間6m(20尺)の官衙風の建物である。この建物は関和久遺跡における最大級の建物であること。遺跡の南北中軸線上に南門を持った柵にかこまれて存在することによって関和久遺跡内の重要な建物と想像されるのであるが、あるいは郡の行政を行うところの郡庁であったかも知れぬ。そうすると、この柵で仕切られた一部が「令集解」の儀制五行條所引の「古記」にいわゆる郡家の郡院であった可能性もある。
- (3) 出土遺物からこれらの建物は9世紀からの掘立柱建物の建てられる以前にはここに掘込地業を有する建物——それはおそらく礎石建物で、正倉であったろう——が3棟存在した。これらは8世紀まで溯るものである。
- (4) このように関和久遺跡の内部の建物の配置には時代による変遷があったのであるが、この遺跡を古代の陸奥国白河郡家跡であることを否定すべき材料はなに一つない。



関和久遺跡俯瞰図

図版1 調査風景



図版2 調査区全景
(南より)



図版3 SB90・91・93
SX92 (東より)



図版4 SB90北西
コーナー柱穴
(西より)



図版5 SB90北西
コーナー柱穴
断割り



図版6 SB85～SB93
(南東より)



図版7 SK95～SB99
(東より)

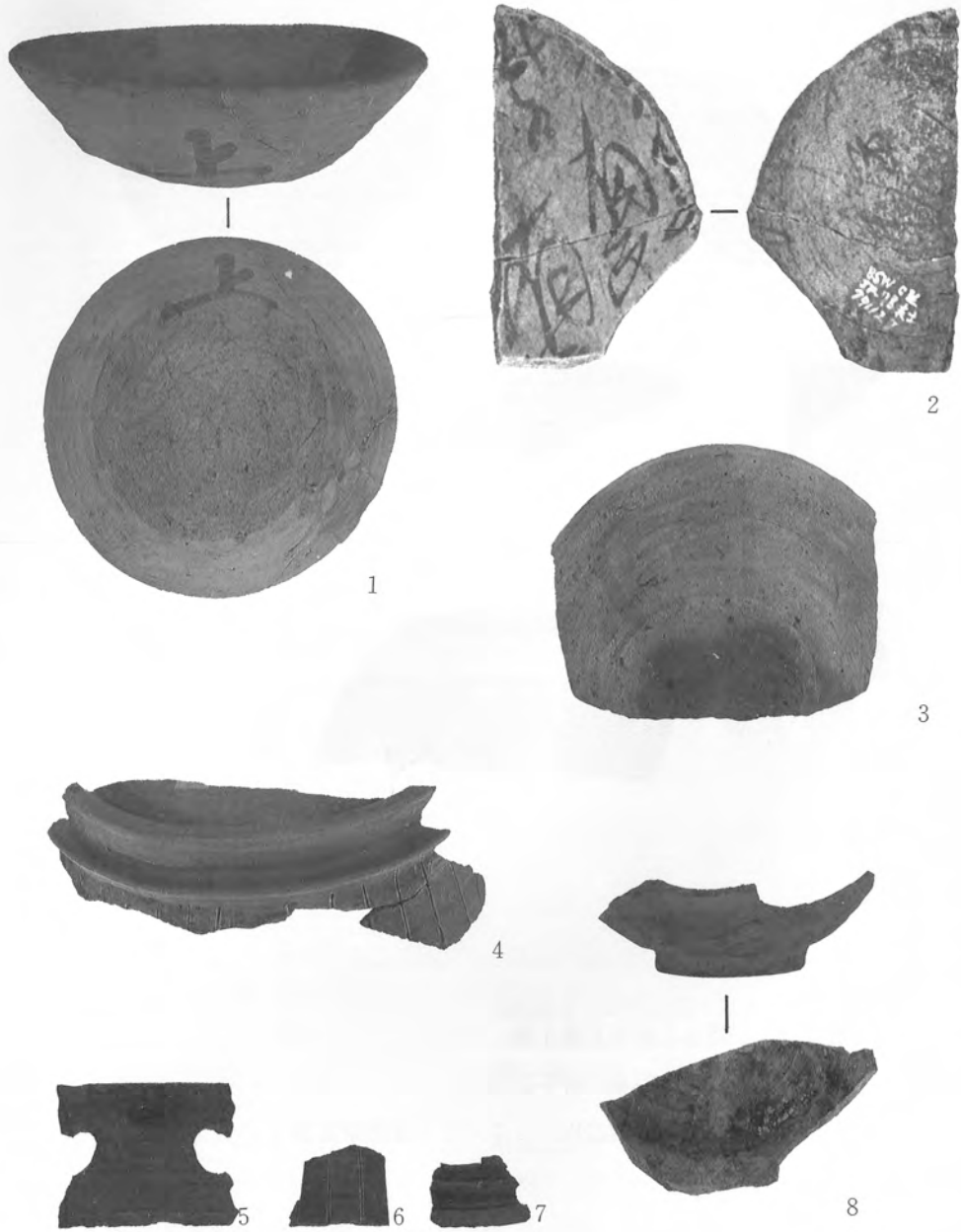


図版8 SB81～SK94
(東より)

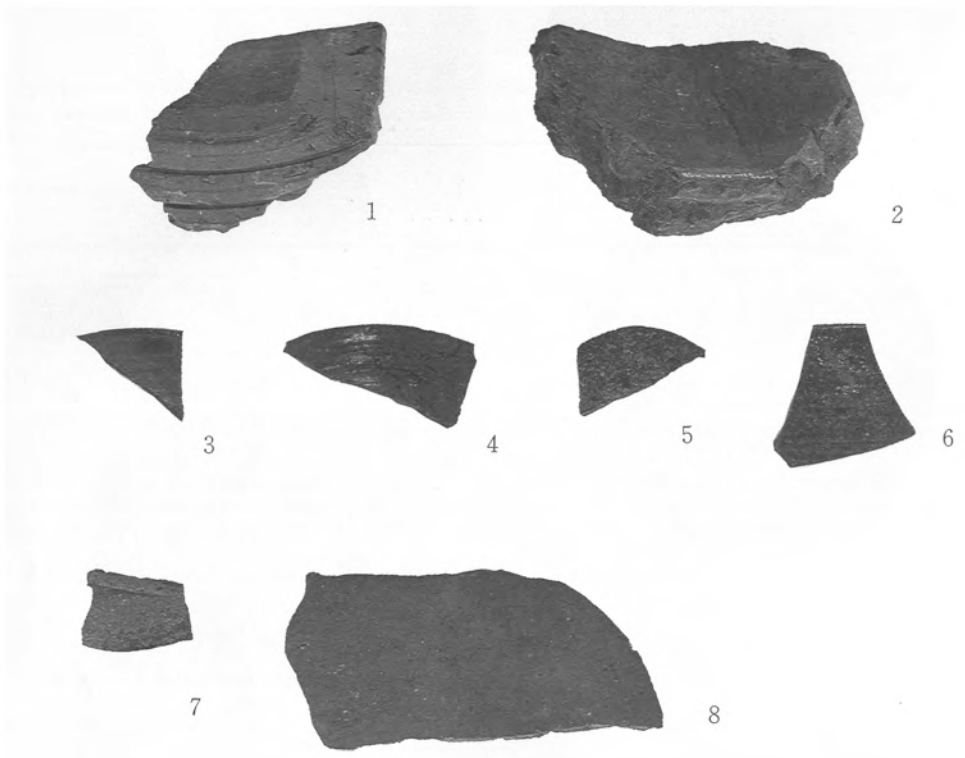


図版9 SB81・SA82・83
SI84・SD42
SK94(南より)





第10図版 1 須恵系土器 2類 2 習書土器
 3 須恵器 4・5~7 円面硯破片
 8 転用硯 (灰釉陶器)



第11図版 1 重弧文軒平瓦第1類
 2 珠文縁鋸齒文軒平瓦(?)
 3~6 灰釉陶器片 7・8 常滑系陶器

福島県文化財調査報告書第79集

関和久遺跡Ⅷ

昭和55年3月15日印刷

昭和55年3月31日発行

編集・発行 福島県教育委員会
福島市杉妻町2番16号

印刷所 株式会社渡辺印刷所
福島市春日町1-13☎35-0033

不許複製